

令和6年度鹿児島県医療機関物価高騰対策支援事業実施要綱（追加支援分）

（趣旨）

第1条 この要綱は、光熱費や食事提供に必要な食材費の高騰等により、国が定める公定価格等により経営を行う病院，診療所（以下「医療機関」という。）に大きな影響が生じ、厳しい経営を強いられていることから、患者等に安心・安全で質の高いサービスを提供できるよう、光熱費等の価格高騰分の一部を支援するために給付金を支給する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関物価高騰対策支援給付金 前条の目的を達するために、鹿児島県（以下「県」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 病床数 令和6年6月1日時点で九州厚生局鹿児島事務所に届け出られている病床数をいう。

（支給対象及び支給金額）

第3条 この給付金による支給の対象及び支給金額は次のとおりとする。

(1) 特別高圧受電医療機関に対する支援

① 対象医療機関

令和6年6月1日現在で開設許可を得ており、令和6年3月から同年5月までに診療報酬の支払対象となった診療を行っている鹿児島県内に所在する医療機関のうち、令和6年8月から同年10月まで及び令和7年1月から同年3月までに特別高圧での受電の実績がある病院及び有床診療所。

② 給付金の支給額

令和6年8月及び同年9月の電力使用量実績 × 1.0円/kWh

令和6年10月，令和7年1月及び同年2月の電力使用量実績 × 0.7円/kWh

令和7年3月の電力使用量実績 × 0.4円/kWh

(2) LPガスを使用する医療機関に対する支援

① 対象医療機関

令和6年6月1日現在で開設許可を得ており、令和6年3月から同年5月までに診療報酬の支払対象となった診療を行っている鹿児島県内に所在する医療機関のうち、令和6年8月から同年10月まで及び令和7年1月から同年3月までの間にLPガスの使用実績がある病院及び有床診療所。

② 給付金の支給金額

病床数が1床から19床の医療機関	12千円
病床数が20床から50床の医療機関	33千円
病床数が51床から100床の医療機関	68千円
病床数が101床から200床の医療機関	138千円
病床数が201床から300床の医療機関	218千円
病床数が301床以上の医療機関	278千円

(3) 食事提供を行う医療機関に対する支援

① 対象医療機関

令和6年6月1日現在で開設許可を得ており、令和6年3月から同年5月までに診療報酬の支払対象となった診療を行っている鹿児島県内に所在する医療機関のうち、令和6年6月から令和7年3月までの間に入院時食事療養費の支払い対象となった診療を行っている病院及び有床診療所。

② 給付金の支給金額

病床数 × 10,700円

(支給対象外医療機関)

第4条 前条の規定に関わらず、次に掲げる医療機関は、支給の対象外とする。

- (1) 市町村、一部事務組合等が設置する医療機関
- (2) 令和6年6月1日時点で休止している医療機関
- (3) 本給付金の趣旨に照らして適当でないと知事が認めたものが設置する医療機関

(支給の回数)

第5条 給付金の支給は、第3条各号について1医療機関につき1回限りとする。

(支給申請)

第6条 第3条第1号に該当し給付金の支給を受けようとする医療機関は、以下により交付を申請する。

- (1) 提出書類

ア 申請書（別記第1号様式）

イ 特別高圧での受電を確認できる書類

ウ 令和6年8月から同年10月まで及び令和7年1月から同年3月までの電力使用量が確認できる書類

(2) 提出期限及び提出部数

提出期限は知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

2 第3条第2号に該当する医療機関のうち、令和6年6月1日以降にLPガスの使用を開始した医療機関、又は令和6年6月1日時点でLPガスの使用を停止したことにより同号に該当しなくなった医療機関は、知事が別途定める日までに申出書（別記第2号様式）により申出を行う。

（支給の通知等）

第7条 知事は、前条第1項による申請があったときは、当該申請を審査し、適当と認めるときは給付金の贈与契約が成立したものとみなして支給決定の通知を行う。

2 知事は、第3条第2号及び同条第3号に該当する医療機関を選定し、対象者に対し給付金の支給決定の通知を行う。

3 第3条第2号及び同条第3号に該当する医療機関は、別記第3号様式により、給付金の受給の辞退を届け出ることができる。

4 知事は、知事が定める期限までに前項の届出がないときは、給付金の贈与契約が成立したものとみなして、速やかに対象者に対して給付金を支給する。

5 第2項の通知の対象となっていないものの第3条第3号の支給対象医療機関に該当する可能性のある医療機関等の開設者は、別記第4号様式により支給対象医療機関である旨を申し立てることができる。

6 知事は、知事が定める期限までに別記第4号様式による申立てを受理した場合は、その内容を審査し、支給対象医療機関に該当すると認められる場合は、給付金の贈与契約が成立したものとみなして、速やかに当該申立てを行った者（以下「申立者」という。）に対して給付金を支給する。

7 前項の規定により申立者に対して給付金を支給する場合には、申立者を対象者とみなして、本要綱の規定を準用する。

（対象者等に対する支給の方式）

第8条 給付金の支給は、次に掲げる方式により行う。

(1) 登録口座振込方式

第3条第2号及び同条第3号に該当する医療機関に対し、診療報酬等の振込用に鹿児島県国民健康保険団体連合会に登録されている口座（以下「登録口座」という。）に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式

第3条第1号に該当する医療機関及び別記第5号様式により登録口座に代わる口座を届け出た場合に、当該届出をされた口座（以下「届出口座」という。）に振り込む方式

（給付金の支給等に関する周知）

第9条 知事は、医療機関物価高騰対策支援事業の実施に当たり、対象者の要件、申立の方法その他の事業の概要について、広報その他の方法によって医療機関等へ周知を行う。

（振込ができなかった場合等の取扱い）

第10条 知事が第8条の規定により登録口座又は届出口座に給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約、変更等により令和8年3月31日までに振込が完了できない場合は、第7条第1項又は第4項の規定による贈与契約は解除される。

（贈与契約の解除）

第11条 知事は、第8条の規定による支給を行った後に、支給対象医療機関の要件に該当しない事実又は支給対象外医療機関の要件に該当する事実が発覚した場合は、本件贈与契約を解除することができる。

（不当利得の返還）

第12条 知事は、前条の規定により本件贈与契約を解除した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。